

☑	No.	対象者	手続き	問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	1	国民年金・厚生年金を受給していた、または、加入していた	年金事務所にお問い合わせください。	全国の年金事務所 (ねんきんダイヤル) ☎ 0570-05-1165
<input type="checkbox"/>	2	共済年金を受給していた、または、加入していた	加入していた共済組合にお問い合わせください。	加入していた共済組合
<input type="checkbox"/>	3	社会保険に加入していた	勤めていた会社等にお問い合わせください。	勤めていた会社等
<input type="checkbox"/>	4	固定資産税・都市計画税の現所有者の申告、送付先の変更、口座振替の停止など	土地・家屋の所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。	練馬都税事務所 ☎ 03-3993-2261
<input type="checkbox"/>	5	公共料金(電気、ガス、水道)の名義変更・解約など	各事業者のお客センター等にお問い合わせください。	・東京電力カスタマーセンター ☎ 0120-995-001 ・東京ガスお客様センター ☎ 0570-002-211 ・都水道局お客様センター ☎ 03-5326-1101
<input type="checkbox"/>	6	在留カード、特別永住者証明書を持っていた	東京出入在留管理局にお問い合わせください。 ※練馬区役所でお手続きはできません。	東京出入国在留管理局 ☎ 0570-034-259 【郵送の場合】 東京出入国在留管理局 おだいば分室 〒135-0064 江東区青海 2-7-11 東京港湾合同庁舎 9階 【直接持参の場合】 東京出入国在留管理局 〒108-8255 港区港南 5-5-30
<input type="checkbox"/>	7	運転免許証・運転経歴証明書を持っていた	最寄りの警察署にお問い合わせください。	・練馬警察署 ☎ 03-3994-0110 ・光が丘警察署 ☎ 03-5998-0110 ・石神井警察署 ☎ 03-3904-0110

☑	No.	対象者	手続き	問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	8	二輪車(125cc超)、 自動車を持っていた	東京運輸支局に お問い合わせください。	練馬自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2032
<input type="checkbox"/>	9	軽自動車を持っていた	軽自動車検査協会に お問い合わせください。	軽自動車検査協会 東京主管事務所練馬支所 コールセンター ☎ 050-3816-3101
<input type="checkbox"/>	10	銀行の口座凍結解除・ クレジットカードの解約・ 有価証券の相続など	各金融機関、カード会社等 へお問い合わせください。	・各金融機関 ・各カード会社 ・各証券会社
<input type="checkbox"/>	11	簡易保険、生命保険の死亡 保険金の請求など	各保険会社にお問い合わせ ください。	・かんぽコールセンター ☎ 0120-552-950 ・各生保会社
<input type="checkbox"/>	12	NHKの解約、名義変更など	NHK ふれあいセンターに お問い合わせください。	NHK ふれあいセンター ☎ 0120-15-1515
<input type="checkbox"/>	13	シルバーパスの返納	各バス営業所等にご返納く ださい。	東京バス協会 ☎ 03-5308-6950
<input type="checkbox"/>	14	恩給を受けていた	総務省恩給相談室に お問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
<input type="checkbox"/>	15	パスポートの返納	各パスポートセンターに お問い合わせください。	東京都パスポート 電話案内センター ☎ 03-5908-0400
<input type="checkbox"/>	16	電話、インターネット、 ケーブルテレビについて	各契約会社 お問い合わせください。	NTT 東日本 (局番なし) ☎ 116 (フリーダイヤル) ☎ 0120-116-000 ・各契約電話会社
<input type="checkbox"/>	17	都営住宅に住んでいた	都営住宅募集センターに お問い合わせください。	東京都住宅供給公社 都営住宅(手続) お客様センター ☎ 0570-03-0071 (平日のみ9:00~18:00)
<input type="checkbox"/>	18	お墓を持っていた	墓地、霊園の管理者に お問い合わせください。	墓地、霊園の管理者

区民相談のご案内

練馬区では、弁護士や税理士など専門家による相続等に関する無料相談窓口を設けています。練馬区内在住の方が利用できます。利用される方は事前に予約が必要です。

※相談希望日の1週間前の9時から予約できます。相談を希望する場所に電話でお申込みください。

相談窓口（電話予約・お問い合わせ先）

- 練馬区区民相談所（練馬区役所東庁舎5階） ☎ 03-5984-4523
- 石神井庁舎区民相談室（石神井庁舎2階） ☎ 03-3995-1100

予約受付時間 月曜日～金曜日（祝休日・年末年始を除く）午前9時～午後5時

- 男女共同参画センターえーる相談室（法律相談のみ） ☎ 03-3996-9050

予約受付時間 毎日午前9時～午後7時（祝休日は午前9時～午後5時、年末年始を除く）

専門家による主な相談内容

相談内容	相談員	場所	相談日	相談時間
法律相談 相続、借地・借家などの法律問題、交通事故の示談・調停などの方法 ※利用回数は1年間に3回までです。	弁護士	練馬	月・水・金	午後1時～4時 30分以内
		石神井	火・木	
		男女共同	土	
税務相談 相続税、贈与税など	税理士	練馬	金	午前10時～12時30分 午後1時30分～4時 40分以内
		石神井	水	
暮らしと事業の 手続相談 官公署に提出する書類、権利義務・事実証明に関する書類（遺言、契約書、許認可など）	行政書士	練馬	第1火	午前10時～12時 午後1時～4時 50分以内
		石神井	第3月	
権利登記・供託相談 不動産の権利登記 裁判所・検察庁に提出する書類	司法書士	練馬	第2・4木	午後1時～4時 30分以内
		石神井	第2・4月	
表示登記 （調査・測量）相談 不動産の表示登記に必要な土地、建物の調査・測量全般	土地家屋調査士	練馬	第1・3木	午後1時～4時 50分以内 対面相談のみ
		石神井	第1月	

ご遺族の方に対する各種相談

大切な方を亡くされた時、遺された方は大きな悲しみに包まれると同時に様々な感情を抱き、こころやからだに変化が現れることがあります。少しでもつらいお気持ちを和らげる相談窓口をご紹介します。

1 こころとからだの相談

- 保健師による相談（精神科医師による相談日もあり）…各保健相談所
- 東京都夜間こころの電話相談

☎ 03-5155-5028（17時～22時 年中無休）

2 大切な人を自死で亡くされた方へ

- とうきょう自死遺族総合支援窓口

☎03-5357-1536

（15時～19時 毎週月～金曜日、13時～19時 毎週日曜日13時～17時 ※祝日を除く）

- NPO 法人全国自死遺族総合支援センター相談ダイヤル

☎ 03-3261-4350（12時～18時 毎週木曜日、日曜日 ※祝日を除く）

- NPO 法人グリーフケア・サポートプラザ自死遺族傾聴電話

☎ 03-3796-5453（11時～17時 毎週火・木・土曜日）

3 大切な人を自死で亡くされた方のつどい

- NPO 法人グリーフケア・サポートプラザ分かち合いの会

☎ 03-5775-3876（12時～16時 毎週木曜日）

4 お子様を亡くされた方のための電話相談

- 東京都福祉保健局電話相談

☎ 03-5320-4388（10時～16時 毎週金曜日 ※祝日および年末年始を除く）

「SIDS（乳幼児突然死症候群）や病気、事故、流産などで赤ちゃんを亡くされた方へ」

生活にお困りの方の相談窓口『生活サポートセンター』

練馬区社会福祉協議会の「生活サポートセンター」では、経済的なお困りごとと合わせて、生活や仕事、家計のやりくりなど様々な不安や課題を抱えた方の相談に応じています。各関係機関と連携しながら相談者と一緒に解決策を考えていきます。

まずは、お気軽にご相談ください。

※練馬区社会福祉協議会「生活サポートセンター」は、練馬区が委託している生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関です。

対象 対象区内在住で、仕事や生活に困っており、経済的な自立に向けた支援を希望される方ただし、生活保護を受給されている方は対象外です。また、生活保護の相談・申請を希望される方は、管轄の総合福祉事務所の相談係へお問い合わせください。

相談日時 月～金曜（祝日、年末年始は除く）の午前8時30分～午後5時15分

相談窓口 社会福祉法人練馬区社会福祉協議会 生活サポートセンター
〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 区役所西庁舎3階
お問い合わせ先 ☎ 03-3993-9963 ※電話相談もできます

高齢者とそのご家族の相談窓口「地域包括支援センター」

地域包括支援センターは、高齢者とその家族の生活を支える地域の窓口です。

介護・福祉・健康・医療など、さまざまな分野から総合的に支援します。

センターまで足を運ぶのが難しい場合は、お電話やセンター職員がご自宅まで訪問してご相談をお受けすることもできます。高齢のご遺族の方のことで、今後にご不安がある場合には、ぜひご相談ください。

受付時間

月曜～土曜日 午前8時30分～午後5時15分
(祝休日および12月29日～1月3日を除く)



上記の時間外でも、高齢者虐待等の緊急を要するご連絡は、各地域包括支援センターに電話でご連絡ください。

地域包括支援センター（医療と介護の相談窓口）

基本地区	センター名	所在地	電話番号	担当地域
1 練馬	① 第2育秀苑	羽沢2-8-16 (特別養護老人ホーム内)	☎ 5912-0523	旭丘、小竹町、羽沢、栄町
	② 桜台	桜台1-22-9 (桜台地域集会所内)	☎ 5946-2311	桜台
	③ 豊玉	豊玉南3-9-13 2階 (デイサービスセンター内)	☎ 3993-1450	豊玉中、豊玉南
	④ 練馬	練馬2-24-3 (デイサービスセンター内)	☎ 5984-1706	練馬
	⑤ 練馬区役所	豊玉北6-12-1 (練馬区役所東庁舎 5階)	☎ 5946-2544	豊玉上、豊玉北
	⑥ 中村橋※	貫井1-36-18 (サンライフ練馬 3階)	☎ 3577-8815	貫井、向山
	⑦ 中村かしわ	中村2-25-3	☎ 5848-6177	中村、中村南、中村北
2 光が丘	⑧ 北町	北町2-26-1 (北町地区区民館内)	☎ 3937-5577	錦、北町1～5・8、平和台
	⑨ 北町はるのひ	北町6-35-7 (北保健相談所内)	☎ 5399-5347	氷川台、早宮、北町6・7
	⑩ 田柄	田柄4-12-10 (特別養護老人ホーム内)	☎ 3825-2590	田柄1～4、光が丘1
	⑪ 練馬高松園	高松2-9-3 (特別養護老人ホーム内)	☎ 3926-7871	春日町、高松1～3

基本地区	センター名	所在地	電話番号	担当地域
2 光が丘	⑫ 光が丘	光が丘2-9-6 (光が丘区民センター 2階)	☎ 5968-4035	光が丘2・4～6、旭町、 高松5-13～24番
	⑬ 光が丘南	光が丘3-3-1-103号	☎ 6904-0312	高松4・5-1～12番、田柄5、 光が丘3・7
	⑭ 第3育秀苑	土支田1-31-5 (特別養護老人ホーム内)	☎ 6904-0192	土支田、高松6
3 石神井	⑮ 高野台西	高野台5-24-1 (デイサービスセンター内)	☎ 6913-1515	谷原、高野台2～5
	⑯ 高野台	高野台1-7-29 (練馬高野台駅前地域集会所内)	☎ 5372-6300	富士見台、高野台1、 南田中1～3
	⑰ 石神井	石神井町3-30-26 (石神井庁舎 4階)	☎ 5923-1250	三原台、石神井町、石神井 台1・3
	⑱ moi(モア)	下石神井3-6-13 (特別養護老人ホーム内)	☎ 3996-0330	下石神井、南田中4・5
	⑲ 第二光陽苑	関町北5-7-22 (特別養護老人ホーム内)	☎ 5991-9919	石神井台2・5～8、関町東2、 関町北4・5
	⑳ 関 町	関町北1-7-2 (関区区民センター 1階)	☎ 3928-5222	関町北1～3、関町南2～4、 立野町
	㉑ 上石神井	上石神井1-6-16 (上石神井南地域集会所内)	☎ 3928-8621	上石神井、関町東1、 関町南1、上石神井南町、 石神井台4
4 大泉	㉒ やすらぎミラージュ	大泉町4-24-7 (特別養護老人ホーム内)	☎ 5905-1190	大泉町1～4
	㉓ 大泉北	大泉学園町4-21-1 (大泉北地域集会所内)	☎ 3924-2006	大泉学園町4～9
	㉔ 大泉学園通り	東大泉3-53-1 (東大泉地区区民館内)	☎ 5933-0156	大泉学園町1～3、大泉町5・6、 東大泉3-52～55番、3-58～66番
	㉕ 南大泉	南大泉5-26-19 (南大泉地域集会所内)	☎ 3923-5556	西大泉、西大泉町、 南大泉5・6
	㉖ 大 泉	東大泉1-28-1 (リズモ大泉学園 2階)	☎ 5387-2751	東大泉1・2、東大泉3-1～51番、 3-56～57番、東大泉4～6
	㉗ やすらぎシティ	東大泉7-27-49 (特別養護老人ホーム内)	☎ 5935-8321	東大泉7、南大泉1～4

(令和7年4月1日現在)

※令和7年11月、中村橋区民センター(貫井1-9-1)に戻る予定。詳細は区ホームページをご覧ください。

ご相談は、担当地域にかかわらず、どのセンターでもお受けします。

相続に関する手続き

令和6年4月1日から**不動産の相続登記が義務化**されました。

令和6年4月から、相続による不動産の取得を知ってから3年以内に登記申請をすることが法律で義務付けられています。正当な理由なく申請しない場合には10万円以下の過料が科される場合があります。詳細は法務局ホームページをご覧ください。司法書士会の「相続登記相談センター」☎0120-13-7832にお問い合わせください。

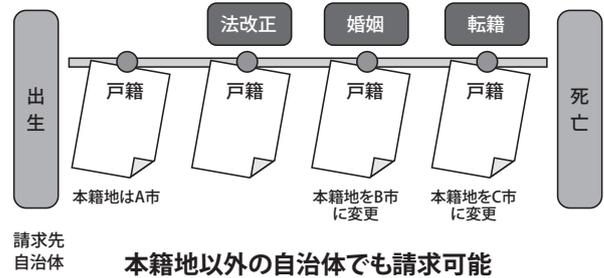
☑	項目	期 日	備 考
<input type="checkbox"/>	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input type="checkbox"/>	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。 ■東京法務局練馬出張所 練馬区春日町5丁目35番33号 ☎03-5971-3681 ■練馬公証役場 練馬区豊玉北5-17-12練馬駅前ビル3階 ☎03-3991-4871
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。 ■東京家庭裁判所 千代田区霞が関1-1-2 ☎03-3502-8331
<input type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることが出来ます。また、都税事務所「名寄帳」を取得することで、その方が区内に所有する土地および家屋を確認することができます。(資産が所在する区の都税事務所でのみ申請できます。詳細はお問い合わせください。) ■練馬都税事務所 練馬区豊玉北6-13-10 ☎03-3993-2261
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		法定相続人が複数おり、①遺言書がない場合、②遺言書があっても法律的に有効でない場合、または③法律的に有効な遺言書があっても相続人全員がそれに合意しない場合は、共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関等へ提出するための遺産分割協議書の作成が必要となる場合があります。
<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。 ■東京家庭裁判所 千代田区霞が関1-1-2 ☎03-3502-8331
<input type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。確定申告の状況によっては、税以外の保険料にも影響が出る場合があります。 ■練馬東税務署 ☎03-6371-2332 練馬区栄町23番7号 ■練馬西税務署 ☎03-3867-9711 練馬区東大泉7丁目31番35号 平日午前8時30分から午後5時まで(祝休日・年末年始除く)
<input type="checkbox"/>	相続税の申告・納付	10か月以内	相続税には、基礎控除額が設定されており、財産が基礎控除額を超えた場合には、相続税の申告・納税が必要となります。 『遺産に係る基礎控除額』=3,000万+(600万×法定相続人の数) 財産を取得された方は、亡くなったことを知った日(一般的には亡くなった日)の翌日から10か月以内に、申告・納税が必要となります。 ■練馬東税務署 ☎03-6371-2332 練馬区栄町23番7号 ■練馬西税務署 ☎03-3867-9711 練馬区東大泉7丁目31番35号 平日午前8時30分から午後5時まで(祝休日・年末年始除く)

相続に必要な証明書（戸籍や住民票等）

戸籍謄本とは

- 相続手続きには、戸籍の証明（戸籍謄本など）が必要となり、被相続人（亡くなられた方）の出生から死亡までの連続した戸籍謄本等の提出を求められる場合があります。
- 出生から死亡までの戸籍は、婚姻や転籍、法改正等により、複数種類の戸籍が存在します。
- 令和6年3月1日から、亡くなられた方の本籍が出生から死亡までにいくつかの市区町村間で移動している場合でも、戸籍の請求はお住まいの自治体などでの一度の請求で済むようになりました。

● 出生から死亡までの連続した戸籍謄本等のイメージ

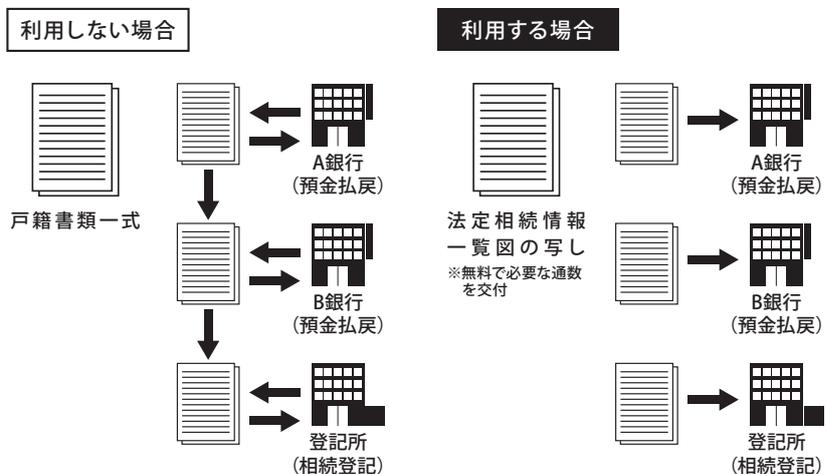


住民票・除票とは

- 死亡届が提出されると、その方の記録は住民票から除かれ「除票」となります。除票の写しには除票となった理由（死亡の事実等）が記載されています。
- 住民票の除票の写しは、相続登記の申請時などに必要となる場合があります。

法定相続情報証明制度

- 相続手続きが複数ある場合、それぞれの手続き先に戸籍謄本等の提出を求められるため、そのたびに何通も戸籍謄本等を用意していると時間や手間がかかります。こうした煩雑さを避けるために「法定相続情報証明制度」という制度が開始されました。



お問い合わせ先

東京法務局練馬出張所 ☎ 03-5971-3681 練馬区春日町5丁目35番33号
相談日時 平日午前9時～午後5時（祝休日・年末年始を除く）

固定資産（土地・家屋）評価証明書

- 23区内の固定資産（土地・家屋）について取得いただけます。固定資産課税台帳に登録された事項のうち、当該年度の1月1日現在の固定資産の評価額、課税標準額、所有者、所在等を証明する書類です。今年度分を含め、6年度分発行することができます。詳しくは都税事務所にお問い合わせください。

お問い合わせ先

練馬都税事務所 ☎ 03-3993-2261 練馬区豊玉北 6-13-10
取扱時間 平日8時30分～午後5時（祝休日・年末年始を除く）

家系図 (3親等内の親族)

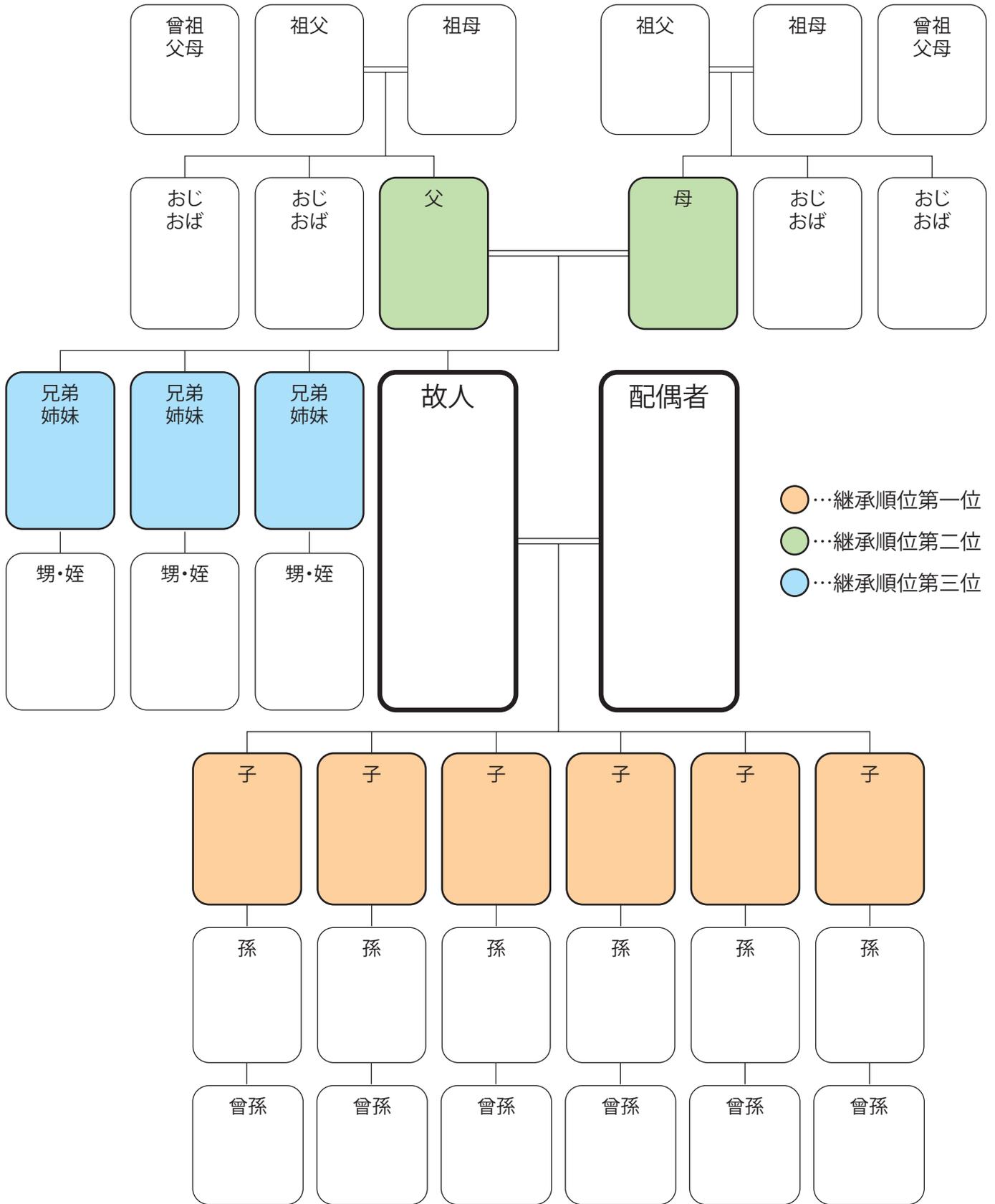
チェックリスト

区役所で行う手続き

区役所以外で行う手続き

相続について

案内図



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として「法定相続情報証明制度」があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。